

山県市在住の幼稚園施設を利用中の保護者の皆さまへ

## 私立幼稚園副食費の補助について



幼稚園に支払った給食費のうち、副食費（おかず等材料費相当分）について、次に該当する方は補助を受けることができます。補助を受けるには、市へ申請が必要となりますので、申請手続きをお願いします。なお、該当しない場合は、申請不要です。

### ◎対象者（裏面参照）

次のいずれかに該当する園児

□ 同一世帯の市町村民税所得割額の合算額が、77,101円未満（年収約360万円未満相当）世帯の園児

※4月～8月分までの副食費補助を受ける場合は、前年所得割額で判定します。

※9月～翌年3月分までの副食費補助を受ける場合は、当該年度所得割額で判定します。

□ 第3子以降（小学校3年生修了前の最長子を第1子と数えて、3人目以降）の園児

□ 生活保護世帯や里親委託されている園児

### ◎補助対象費用

給食費のうち、副食費（おかず等材料費相当分）

### ◎補助上限額

国が定める補助額を上限に補助

※月額上限額と、実際に支払った額を比較し低い方の額を補助します。

### ◎手続き方法

【持参の場合】平日 午前8時30分から午後5時15分まで

【電子の場合】申請フォームから手続き

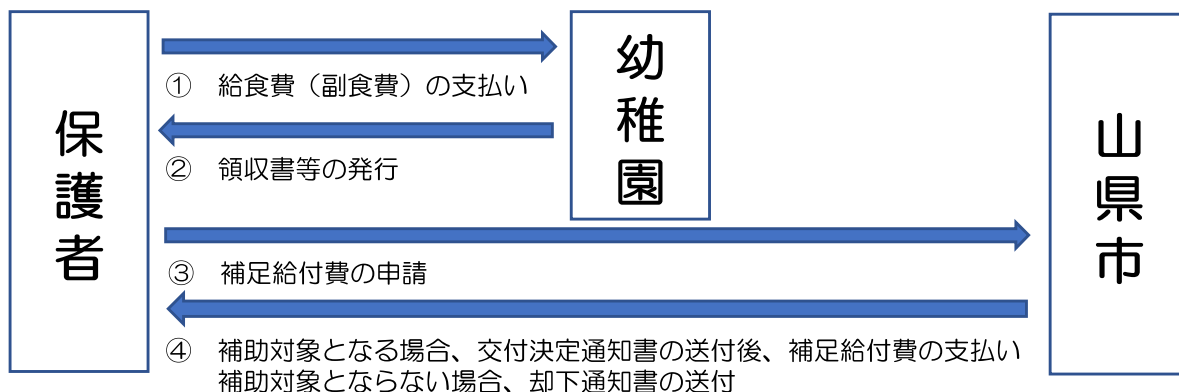
### ◎手続き時期

年2回を予定（1回目 4～8月分：9月ごろ、2回目 9月～3月分：3月末ごろ）

※ 申請案内は、手続き時期に合わせて案内します。

### ◎手続きの流れ

幼稚園に給食費（副食費分）を支払った後、市に申請が必要です。幼稚園が発行した領収書等を添付し、申請書類を市へ提出。市が審査し、保護者へ給付します。



### ☆第3子以降の園児の数え方☆

小学校3年生修了前の最長子を第1子としてカウントします。

例1) 小学2年生 5歳児(年長) 3歳児(年少)

例2) 小学5年生 小学3年生 小学1年生 4歳児(年中)



第1子



第2子



第3子



対象外



第1子



第2子



第3子

上記は、第3子以降が対象となる例を表しています。